

2021▶2030

高梁市総合計画

Takahashi City comprehensive plan

資料編

1. 高梁市総合計画策定体制

(1) 審議会等

① 総合政策審議会

学識経験者、各種団体代表者、一般公募等の委員で構成する「高梁市総合政策審議会」を設置し、市長の諮問に基づき基本構想策定に関する事項について、審議・答申する。

② まち・ひと・しごと総合戦略有識者会議

産業界、行政機関、教育機関、金融機関等の有識者で構成する「高梁市まち・ひと・しごと総合戦略有識者会議」において、総合戦略上の重要施策等を検討する。

(2) 市民参画

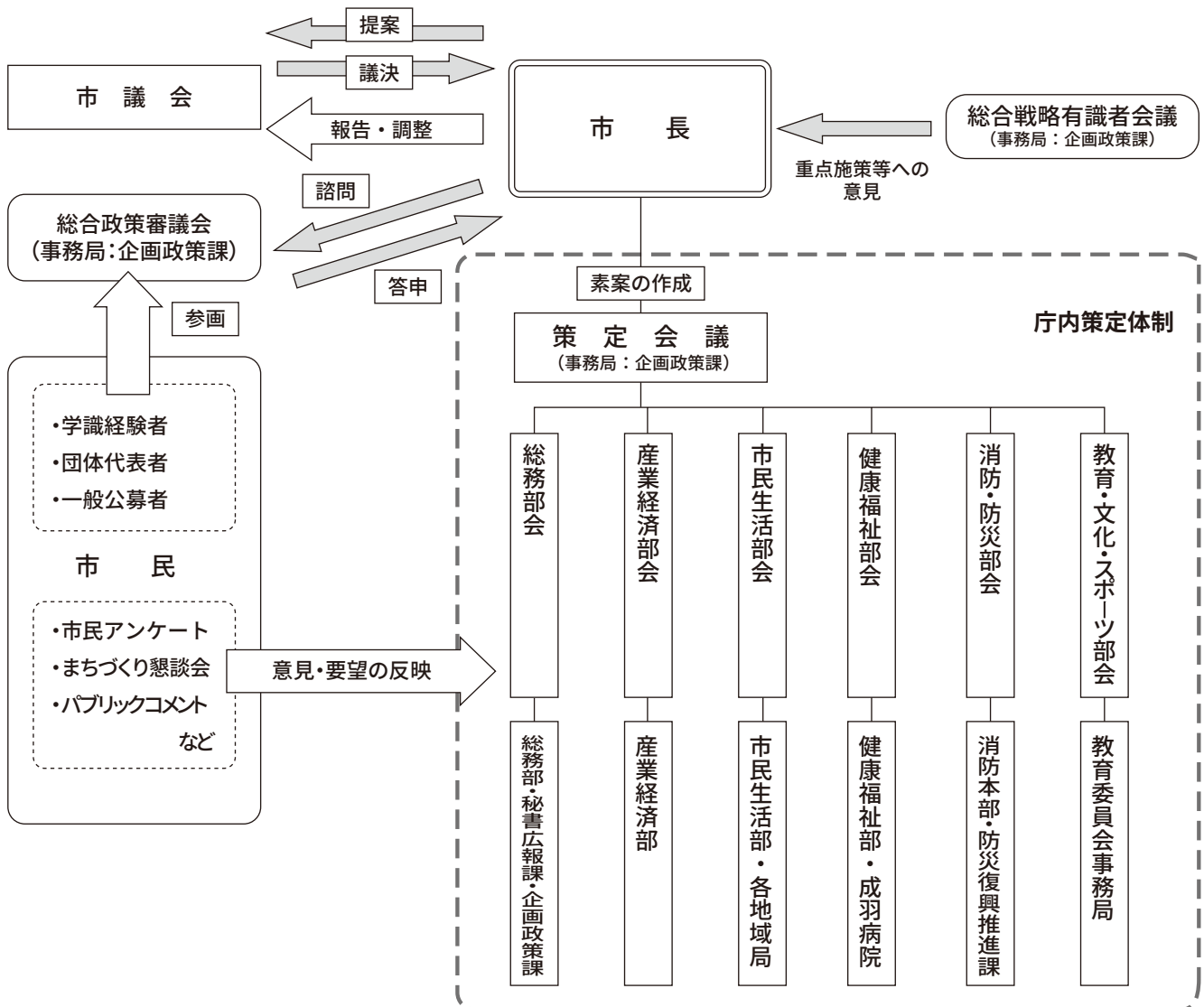
市民意識調査(アンケート)、市民提案制度及び意見提出手続(パブリックコメント)の実施、地域まちづくり懇談会、各種団体との意見交換会の開催など、計画策定の各段階において市民参画の機会を設け、広く市民の意見を聴取し、計画に反映するよう努める。

(3) 市議会

市民の代表である議会に進捗状況を報告し、連携を密にして十分に意見交換を行いながら計画策定を進めるとともに、基本構想は議会の議決を経て決定する。

(4) 庁内体制

副市長、教育長、部長職で構成する総合計画策定会議、各部署単位を基本とする専門部会を設置し、総合計画の策定に必要な事項を調査検討のうえ、素案を作成する。



2. 高梁市総合計画策定経過

年 月	市民参画	審議会等	議会・行政
令和元年度 9月	市民意識調査 (市民1,000人無作為抽出)		新総合計画・後期基本計画 施策評価の実施
2月	若い世代を対象とした タウンミーティング(2/21)		第1回策定会議(2/3)
3月			新総合計画評価・検証結果のとりまとめ 次期高梁市総合計画策定の基本方針決定
令和2年度 4月			第2回策定会議(4/20)
5月			市議会全員協議会(5/22) (策定方針等について)
6月		第1回審議会(6/23)	
7月	各種団体との意見交換会 教育・文化・スポーツ分野(7/1) 保健・福祉・医療分野(7/2) 子育て分野(7/2) 農林・商工・観光分野(7/3) 市民生活分野(7/3) 防災分野(7/3)		
8月		第2回審議会(8/11)	第3回策定会議(8/4) 市議会全員協議会(8/7) (基本構想骨子案について)
9月			第4回策定会議(9/25)
10月	パブリックコメント (基本構想)10/20～11/16	第3回審議会(10/9) 第4回審議会(10/29)	
11月	地域まちづくり協議会との 意見交換会 備中地域(11/16) 川上地域(11/17) 高梁地域(11/18) 有漢地域(11/25) 成羽地域(11/25)	基本構想答申(11/12)	市議会全員協議会(11/27) (基本構想案について)
12月			市議会へ提案、議決 (基本構想)
1月			総合戦略推進本部(1/22)
2月	パブリックコメント (前期基本計画)2/10～3/5	総合戦略有識者会議(2/4)	職員提案の募集 市議会全員協議会(2/18) (前期基本計画案について)
3月			総合戦略推進本部(3/23)

3.高梁市総合政策審議会委員名簿

役 職	氏 名	選出団体・団体での役職等
会 長	井 勝 久 喜	吉備国際大学 社会科学部長
副会長	植 木 哲 夫	高梁市まちづくり協議会連絡会 会長
委 員	藤 岡 孝	高梁商工会議所 会頭
〃	平 山 寿 男	備北商工会 会長
〃	小 田 弘 人	晴れの国岡山農業協同組合びほく統括本部 びほく広域営農経済センター長
〃	小 林 三十二	高梁市認定農業者協議会 会長
〃	中 村 宏 史	一般社団法人 高梁市観光協会 会長
〃	宮 本 健 二	社会福祉法人 高梁市社会福祉協議会 事務局次長
〃	生 田 夏 実	一般社団法人 高梁医師会 理事
〃	吉 川 朋 子	成羽町母親クラブ 会長
〃	森 和 之	高梁市PTA連合会 会長
〃	田 村 順 子	高梁市婦人協議会 会長
〃	西 右 介	高梁市消防団 団長
〃	佐 藤 拓 也	公募
〃	國 佐 栞	公募

4. 答申書(写)

令和2年11月12日

高梁市長 近藤 隆則 様

高梁市総合政策審議会
会長 井勝 久喜

高梁市総合計画基本構想(案)について(答申)

令和2年10月9日付け、高市企第255号で諮問のあったことについて、別添のとおり答申します。
なお、計画の推進にあたって、次のとおり意見を付しますので、都市像「健幸都市たかはし」の実現に向け、これらの事項に十分配慮していただきますようお願いいたします。

記

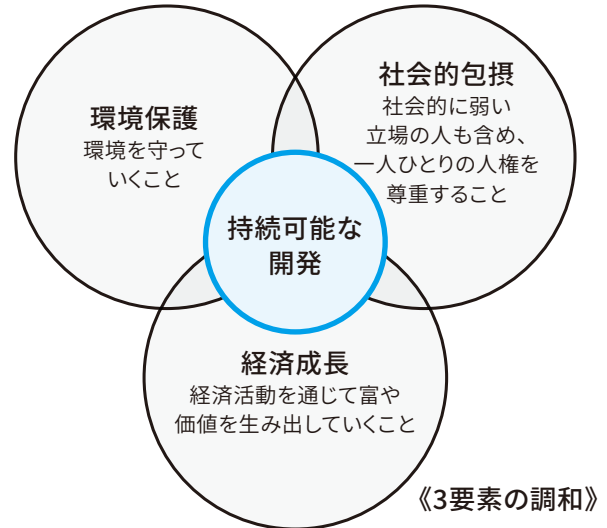
- 1.基本構想で掲げられた都市像「健幸都市 たかはし」を実現いただくことを切に願います。高梁市の未来を開くため、「つながり」から創る心豊かなまちづくり」という基本理念のもと、市民が地域への愛着と誇りを持って暮らすことができるまちづくりに取り組んでいただきたい。
- 2.目指す都市像やまちづくりの基本理念について、広く市民が理解し共有することが、都市像実現に向けた出発点となることから、あらゆる機会・手段を通じて計画の周知に努めていただきたい。
- 3.基本計画及び実施計画の策定にあたっては、従前の施策にとらわれることなく、この基本構想の実現を目指したものであることを求めます。また、優先順位を明確にし、メリハリのある施策の展開を図っていただきたい。
- 4.目指す都市像の実現は行政だけで成し遂げられるものではありません。市民未来会議の設置等により、市民が高梁市の可能性を信じ、自分事として高梁市の未来を考えていく仕組みづくりを求めます。また、「基本構想の推進方針」に記載のとおり、市民、各種団体、企業、教育機関、行政等、まちづくりを担う様々な主体が一体となった協働のまちづくりの推進に努めていただきたい。
- 5.基本計画において、都市像の達成状況を測るための適正な目標指標を設定のうえ、適切な進行管理に努めるとともに、実効性のある評価・検証・改善の仕組みを構築していただきたい。

5.SDGs(持続可能な開発目標)について

SDGsは、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称で、2015年、国連本部で行われた国連サミットで採択された国際目標です。貧困、気候変動、人種やジェンダーに起因する差別などさまざまな地球規模の問題を解決するために、「誰ひとり取り残さない」という共通理念のもと、17の目標とそれを達成するための169のターゲットを設定しています。

持続可能な開発を達成するためには、「経済成長」「社会的包摂」「環境保護」の3要素の調和が不可欠であるとしています。

そして、その達成に向けては、「政府、国会、国連システム、国際機関、地方政府、先住民、市民社会、ビジネス・民間セクター、科学者・学会、そしてすべての人々」と、あらゆるステークホルダーが連携して取り組んでいくことが求められています。



5つの 主要原則	普遍性	国内実施と国際協力の両面で取り組む
	包摂性	人権の尊重とジェンダー平等を目指し、「誰一人取り残さない」
	参画型	あらゆるステークホルダーや当事者の参画を重視し、全員参加型で取り組む
	統合性	経済・社会・環境の三分野の統合的解決視点をもって取り組む
	透明性と説明責任	取組状況を定期的に評価、公表し、説明責任を果たす

「SDGs実施指針」における地方自治体の役割

国内において「誰一人取り残されない」社会を実現するためには、広く日本全国にSDGsを浸透させる必要がある。そのためには、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠であり、一層の浸透・主流化を図ることが期待される。

現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されている。

(「SDGs実施指針」より)








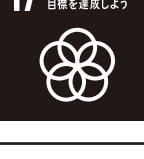
高梁市における考え方

都市像実現のための各施策の方向性は、そのスケールは違うものの、SDGsの理念や目標と概ね合致しており、総合計画を推進することが、SDGs達成に向けた取組を推進することに資するものであるため、SDGsの17の目標の視点から各施策の取組を整理し、「誰ひとり取り残さない」持続可能な地域社会の実現に向けて、一体的な推進を図ります。

(「総合計画基本構想」より)

【SDGsの17の目標(ゴール)と自治体行政の関係】

	目標(ゴール)	自治体の役割
	(貧困) あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	(1. 貧困をなくそう) 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自体においてすべての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	(飢餓) 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	(2. 飢餓をゼロに) 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	(保健) あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	(3. すべての人に健康と福祉を) 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
	(教育) すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	(4. 質の高い教育をみんなに) 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	(ジェンダー) ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	(5. ジェンダー平等を実現しよう) 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	(水・衛生) すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	(6. 安全な水とトイレを世界中に) 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	(エネルギー) すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	(7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに) 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	(経済成長と雇用) 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	(8. 働きがいも経済成長も) 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	(インフラ、産業化、イノベーション) 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	(9. 産業と技術革新の基盤をつくろう) 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することも貢献することができます。

	目標(ゴール)	自治体の役割
	(不平等) 各国内及び各国間の不平等を是正する。	(10. 人や国の不平等をなくそう) 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	(持続可能な都市) 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	(11. 住み続けられるまちづくりを) 包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	(持続可能な生産と消費) 持続可能な生産消費形態を確保する。	(12. つくる責任つかう責任) 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
	(気候変動) 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	(13. 気候変動に具体的な対策を) 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	(海洋資源) 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	(14. 海の豊かさを守ろう) 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	(陸上資源) 陸域生態系の保護、回復、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	(15. 陸の豊かさを守ろう) 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	(平和) 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	(16. 平和と公正をすべての人に) 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	(実施手段) 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	(17. パートナーシップで目標を達成しよう) 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

※都市・自治体連合(United Cities and Local Governments)。日本語訳は「私たちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)－導入のためのガイドライン－」より。

